

新潟市企業誘致促進事業@新潟サテライトオフィス業務委託仕様書

1 事業目的

首都圏等企業の社員が新潟市の豊かな生活環境やテレワークなどの利点を活かした新しい働き方を体感することで、遠隔地からの労務管理や業務効率などを実証するもの。

あわせて、市内企業や教育機関・学生との交流、ビジネスチャンスの創出、ワーケーションの提案などを通じて新潟市内でのサテライトオフィス開設に向けた本格的な検討を促進することを目的とする。

2 事業内容

(1) 定義

参加企業：首都圏等に本社を置き新潟市内に拠点を有していない企業であり、本社機能やサテライトオフィスなどの拠点開設を検討するため本事業に参加する企業。

参加者：参加企業の役員及び従業員。

受託者：「新潟市企業誘致促進事業@新潟サテライトオフィス業務委託公募型プロポーザル」により、本業務を受託するもの。

市内企業：新潟市内に本店や支店を有する企業。

関係団体：企業団体（新潟市ソフトウェア産業協議会など）や企業支援団体（新潟市産業振興財団など）及び人材関連（ハローワークやにいがた暮らし・しごと支援センターなど）等。

(2) 「新潟市企業誘致促進事業@新潟サテライトオフィス」の運営

首都圏等に本社を置き新潟市内に拠点を有していない企業（従業員数3名以上、新規立地によって新潟市の産業や本市が推進する施策等に資すると認められる企業を想定）を対象として、本市でのテレワークやビジネス環境を体感することで、本市での事業の可能性を見出してもらい、本社機能やサテライトオフィスなどの拠点開設を推進する。

【新潟市企業誘致促進事業@新潟サテライトオフィス運営の役割及び流れ】

- ① 参加希望企業からの Web フォームによる申込<受託者>
- ② 申込確認後、参加希望企業との事前面談（オンライン）<受託者>
- ③ 参加希望企業との事前面談（オンライン）にて、地方拠点開設の確度や参加におけるニーズのヒアリング<市及び受託者（マッチングコーディネーター）>
- ④ 参加期間の決定後、Web フォームにて参加申込書の提出<受託者>
- ⑤ 参加の許可（参加期間の承認）<市>
- ⑥ 参加企業の希望する訪問先（企業・教育機関など）との面談日程調整を行い、滞在期間中のスケジュールを策定<受託者（マッチングコーディネーター）>
- ⑦ 参加企業の来訪<市及び受託者（マッチングコーディネーター）>
 - ・来訪時に、市と受託者（マッチングコーディネーター）と参加企業にて対面でのミーティングを実施し、再度事業趣旨の説明や滞在中の行程確認を行う
 - ・市内企業や教育機関などへの訪問や新潟市内のビジネス環境を体感してもらう
- ⑧ 参加期間終了後、助成金支給手続の案内及び新潟市での拠点開設に向けたヒアリングを実施<受託者>

(3) 参加企業への助成内容

参加企業の滞在期間は最大一か月とし、契約期間内での受入数は 40 社以上（1 社あたり 1～3 名）とする。予算上限としては、11,000,000 円以内とする。

【参加者への助成について】

- ① 交通費：支払額全額を補助対象（片道最大 20,000 円/人）
- ② 宿泊料及びワークスペース利用料：支払額全額を補助対象（合計最大 10,000 円/日・人）

（４）参加企業への対応

（ア）運営体制

受託者は参加企業の受入、問合せについて対応できる窓口を準備すること。

また、参加企業と面談を実施し、滞在スケジュールの調整や利用上の注意点について説明すること。

（イ）助成金支払にかかる業務

【参加企業への助成金支払の流れ】

- ① 参加企業より領収書の徴求・内容の精査を行い、助成金額を確定
 - ② 確定した助成金額（確認資料含む）を市へ送付
 - ③ 市は精算内容を確認後、最終的な助成金額を受託者に通知
 - ④ 受託者より参加企業宛に助成金額を通知の上、送金
- なお、助成金支払業務に関しては受託者と市で別途委託契約を締結した上で実施。

（ウ）参加企業の新潟市滞在中における面談スペースの確保

参加企業の来訪中、市内コワーキングスペース等に面談ができる個室を1室確保し、参加企業が滞在期間中に市・受託者と面談できる環境を整備すること（参加企業がアクセスしやすいにいがた2kmエリア内とすること）。

（５）マッチングコーディネーターの配置

受託者は、マッチングコーディネーターを配置（複数人可）し、参加者の本市滞在期間中、希望する訪問先の紹介や面談への同行等を実施できる体制を整備すること。なお、市内企業・関係団体・教育機関とのマッチングについては、新潟市での拠点開設を具体的に検討している企業に限る。

【マッチングコーディネーターに求めるもの】

- ① 参加企業と市内企業・関係団体・教育機関とのマッチング
 - ② 地方拠点開設を検討している首都圏等企業の発掘
 - ③ 参加企業受入にかかる事前面談、ニーズのヒアリング、連絡調整
 - ④ 参加企業の新潟市滞在中の市内企業・関係団体・教育機関訪問同行
- ※ マッチングコーディネーター選定に当たっては、下記要件を考慮すること
- ・同様の業務実績やノウハウがあること
 - ・参加を想定する首都圏等企業とのネットワーク及び、マッチング先となる市内企業との関係構築が図れていること

（６）事業所の新設に向けたサポート

受託者は参加者が新潟市での拠点開設を検討するにあたり、中途人材の採用や、拠点立ち上げ時の業務請負に関する相談があった場合に備え、サポートができる体制を整えておくこと（常駐不要）。また相談を受けた場合は滞在終了後も契約期間内はフォローを継続すること。

※ サポートする者については、下記要件を考慮すること

【中途人材採用に関するサポートをする者】

- ・新潟県内の中途人材市場にネットワークを持ち、中途人材の転職に関しても知識、実績、経験ともに豊富であること

- ・新潟市内の企業、首都圏等の人材とネットワークを持っていること
- 【拠点立ち上げ時の業務請負に関するサポートをする者】
- ・拠点立ち上げに携わった実績、経験が豊富であること

(7) 参加企業への調査、結果分析

受託者は、参加企業に対してアンケート調査を行うとともに、当該結果を集計すること。あわせて、結果を踏まえた本市でのサテライトオフィス設置の可能性、課題などを明らかにすること。

(8) 市内企業・関係団体との連携

受託者は、参加企業のニーズを調査したうえで、市内企業や関係団体との交流ができるイベントを開催すること（毎月1回、合計8回程度を想定）。開催日は早期にアナウンスできるようあらかじめ決定し、参加企業が交流イベントに参加できるように募ること。

(9) 市内教育機関との連携

受託者は、地方での採用を検討している参加企業に対して、市内教育機関への訪問や学生との交流ができるイベントを開催すること（年1回程度を想定）。

(10) 「新潟市企業誘致促進事業@新潟サテライトオフィス」公式サイト運用

「新潟市企業誘致促進事業@新潟サテライトオフィス」公式Webサイトの構築・運用・維持管理を行うこと。

(11) ワークेशनニーズへの対応

受託者は、滞在中にワークेशनを希望する参加企業に対してワークプレイスの紹介をはじめ、企業のワークेशनニーズに沿った提案を適宜行うこと。
また、市の実施するワークेशन施策との連携を図ること。

(12) 参加企業発掘に向けたプロモーション

首都圏等企業からサテライトオフィスの設置検討先に選ばれるよう、本市の生活環境やビジネス環境における魅力を伝えるためのプロモーション施策を検討し、実施すること。
なお、実施に当たっては、SNSやメディアなどの活用により首都圏を中心に、広く周知できるような仕組みを検討し、実施すること。

(13) 独自の取組み

その他、仕様書に記載のない事業内容について、企業誘致に繋がる取組みを実施したい場合は、市に提案及び協議の上、実施すること。

(14) 実施時期

参加企業に対し市内滞在中に、十分なサポートができるよう、参加時期が集中しないような仕組みづくり（令和5年7月から令和6年2月まで毎月5社ずつ等）を講じること。
本事業の実施にあたっては、本市と連携して対応すること。

3 契約期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

4 受託者

本仕様書に基づき業務委託契約を締結する者とする。

5 主任者

- (1) 受託者は、本事業の主任者を定め、新潟市経済部企業誘致課に通知するものとする。
- (2) 主任者は、新潟市経済部企業誘致課と相互に協力し、本事業を実施しなければならない。
- (3) 主任者は、本市が実施する「新潟市本社機能施設立地促進事業補助金」及び「新潟市デジタル・イノベーション企業立地促進補助金」や、新潟県が実施する企業誘致施策の内容を理解し、参加者へ情報共有しなければならない。

6 事業の着手

受託者は、契約締結後直ちに本事業に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任者が本事業の実施のため新潟市経済部企業誘致課との打ち合わせを開始することをいう。

7 打ち合わせ等

受託者は事業を適正かつ円滑に実施するため、「2 事業内容」及び「1 1 留意事項(1)⑥」に基づき本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合はその内容を質し、その都度打ち合わせ記録簿に記録のうえ、相互に確認することとする。

8 資料の貸与及び返却

- (1) 新潟市経済部企業誘致課は、業務に必要な資料を受託者に貸与するものとする。
- (2) 受託者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、ただちに新潟市経済部企業誘致課に返却するものとする。
- (3) 受託者は、貸与された資料を丁寧に扱い、汚損及び破損してはならない。万一、汚損及び破損した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 受託者は、守秘義務を求められた資料については複写してはならない。

9 成果品

- | | |
|----------------------------------|--------|
| (1) 業務報告書 | 一式 |
| (2) 参加企業ごとの実績報告書 | 一式 |
| (3) (1) から (2) までの電子データ (PDF 形式) | CD-ROM |

10 成果品の提出場所

〒951-8554

新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 古町ルフル 5 階 新潟市経済部企業誘致課

11 留意事項

受託者は、事業実施にあたり次に掲げる事項に留意すること。

(1) 基本事項

- ① 事業の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- ② 新潟市経済部企業誘致課と十分な連携をとって事業を実施すること。
- ③ 事業の遂行に必要な経費は契約金額に含まれるものとし、新潟市経済部企業誘致課は契約金額以外の費用を負担しない。
- ④ 実施計画の一部を変更する場合は、双方協議の上、決定するものとする。
- ⑤ 本事業において、新潟市経済部企業誘致課が事業の進捗状況を確認するため、受託者へ資料提供を求めた場合は、速やかに書面又は電子データにより資料提供を行うものとする。
- ⑥ 本事業において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。

(2) 再委託

事業の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ書面により新潟市経済部企業誘致課に届出を行い、承認を得ること。

(3) 成果品の使用等

- ① 成果品の著作権及び所有権の全ては新潟市経済部企業誘致課に帰属し、受託者は新潟市経済部企業誘致課の承認を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。
- ② 受託者は、著作権及び所有権の全てにおいて、新潟市経済部企業誘致課が成果品の使用に際し、第三者からいかなる権利の主張がない状態で納品すること。

(4) 成果品に瑕疵のある場合の訂正

納品後に成果品に瑕疵があった場合は、新潟市経済部企業誘致課の指示により受託者の責任において速やかに訂正することとする。なお、事業期間終了後も同様とする。

(5) 守秘義務

受託者は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例の趣旨を認識し、事業の実施にあたっては、その取扱いに適正を期し、個人及び法人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。なお、事業終了後も同様とするものとする。